

＜下請法の厳格な運用が行われている最近の状況を反映して＞ 担当者が実務で迷わない 下請法の基本と実務上の留意点(入門編)

～下請法の基礎を学びたい方を対象に下請法ガイドラインの改正にも言及しながら、

下請法に違反しないためのポイントを解説します。～

◆開催要領◆

●日 時● 2017年 6月 12日(月) 13:30～17:00

●会 場● 「企業研究会セミナールーム」 東京メトロ麹町駅より徒歩5分

講 師 きっかわ法律事務所 パートナー弁護士 村田 恭介 氏



【講師略歴】

1995年弁護士登録。1984年関西学院大学法学部卒業、2001年神戸大学法学研究科博士課程修了、法学博士(経済法)。弁護士登録当時から数多くの独禁法事件を手がける。また、実務家でありながら独禁法の研究を長年続け、論文を多数執筆。取扱う案件は、独禁法(ライセンス契約、取引等)に関する法律相談から審判事件、独禁法訴訟と多岐にわたっている。

主著:「これだけは知っておきたい独禁法」(日本経済新聞出版社)「下請企業の契約実務」(中央経済社)等

◆ご参加頂きたい方◆

法務、監査、購買、営業部門等のご担当ならびに上記テーマにご関心のある方

●受講料 ●1名(税込み、資料代含む)

正会員	32,400円(本体価格30,000円)
一般	35,640円(本体価格33,000円)

■参加要領

申込書はFAX、または下記担当者宛E-mailにてお送り下さい。当会ホームページからもお申し込みいただけます。後日、(開催日1週間～10日前までに)受講票・請求書をお送りします。

- *よくあるご質問(FAQ)は当会ホームページにてご確認ください。([公開セミナー] → [よくあるご質問])
- *お申込後のキャンセルはお受けしかねますので、ご都合が悪くなった場合、代理の方のご出席をお願いいたします。
- *最少催行人数に満たない場合には、中止とさせていただきますので、ご了承ください。

■お申込・お問合せ先

一般社団法人企業研究会 セミナー事務局

(担当) 鈴木 E-mail:a-suzuki@bri.or.jp

TEL:03-5215-3550 FAX:03-5215-0951

一般社団法人 企業研究会 セミナー事務局宛

申込書 FAX:03-5215-0951

※申込書をご送信いただく際は、FAX番号をお間違えないようご注意ください。

171055-0303		2017.06.12		下請法の基本と実務上の留意点(入門編)	
ふりがな 会社名					
住所	〒				
TEL			FAX		
ふりがな ご氏名			所 属 役 職		
E-Mail					
ふりがな ご氏名			所 属 役 職		
E-Mail					

※申込書にご記入頂いた個人情報は、本セミナーに関する確認・連絡および当会主催事業のご案内をお送りする際に利用させていただきます。

6月12日(月)

13:30

途中
休憩
あり

下請法は、取引上優越した立場にある親事業者が下請事業者に業務を委託する際にその利益を不当に害する行為を規制したものです。行為者の故意、過失を問わず形式的に適用されるのが特徴とされ、毎年3000～4000件の違反行為が認定されています。当局は、下請法ガイドラインを改正し、下請けGメンを始動させるなどして、下請いじめを厳しく取り締まることを明らかにしており、下請法の適正な運用を行うことが、コンプライアンスの観点からも必須の経営課題となっています。本セミナーでは、下請法の基礎を学びたい方向けの入門編として、下請法ガイドラインの改正にも言及しながら、下請法に違反しないためのポイントを解説致します。是非、この機会に皆様のご参加頂くことをお勧めします。

1 下請法とはそもそもどういう法律なのか

- ・下請法とは
- ・下請法の構成、概要
- ・下請法の特徴
- ・独占禁止法との関係

2 下請法の適用対象について

- ・適用対象範囲
- ・資本金区分
- ・下請法の対象となる取引
(製造委託、修理委託、情報成果物作成委託、役務提供委託)
- ・トンネル会社規制

3 親事業者の義務(4つの義務)

- ・書面(3条書面)の交付義務
- ・書類作成・保存義務(5条書面)
- ・下請代金の支払期日を定める義務
- ・遅延利息支払義務

4 親事業者の禁止事項(11の禁止事項)

- ・受領拒否の禁止
- ・下請代金の支払遅延の禁止
- ・下請代金の減額の禁止
- ・返品 of 禁止
- ・買ったたきの禁止
- ・物の購入強制・役務の利用強制の禁止
- ・報復措置の禁止
- ・有償支給原材料等の対価の早期決済の禁止
- ・割引困難な手形の交付の禁止
- ・不当な経済上の利益の提供要請の禁止
- ・不当なやり直し等の禁止

5 措置その他

- ・措置件数の推移
- ・最近の勧告事例の解説

6 質疑応答とまとめ

- ・違反行為とならないためのポイント

17:00